

2 教保第 1 6 2 - 1 号
令和 2 年 5 月 1 3 日

各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校の教育活動再開に向けた対応について（通知）

臨時休業期間については、令和 2 年 4 月 2 4 日付け 2 教保第 1 1 3 - 1 号及び 5 月 4 日付け 2 教保第 1 5 1 - 1 号により、6 月 1 日（月）に学校を再開することとし、その具体的な取組内容と再開に向けた段階的な対応を通知したところであり、各学校において具体的な取組を進めていただいているところです。

本県が導入した社会活動・経済活動の再開を判断する指標を踏まえ、教育活動再開に向けた段階的な対応を下記のとおり変更し、学校再開準備期間を 5 月 1 8 日（月）からの 1 週間とします。学校の再開は 5 月 2 5 日（月）からとし、学校運営の状況を 1 週間程度確認した上で、通常授業とすることとします。

各学校においては、感染防止対策を徹底し、幼児児童生徒の安全確保に努めるとともに、学校再開に向けた保健管理体制を整えてください。

また、5 月 4 日に通知した各期間における取組内容は、別添を参考として対応を進めてください。

ただし、今後の県内や地域の感染状況を踏まえ、学校再開に向けた段階的な考え方を変更する場合があります。

記

- 1 学校再開準備期間を 5 月 1 8 日（月）から 5 月 2 4 日（日）までとする。
- 2 学校再開を 1 週間前倒して、5 月 2 5 日（月）からとする。
- 3 学校再開後、分散登校・時差登校を基本とする期間を 1 週間程度とし、円滑に学校運営ができることを確認した上で、6 月 1 日（月）から通常授業とする。

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）
高等学校教育課 教科・定通指導グループ（鶴見）
特別支援教育課 指導グループ（尾野）
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 9 3（保健体育課ダイヤル）
0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 8 7（高等学校教育課ダイヤル）
0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 9 8（特別支援教育課ダイヤル）

学校再開に向けた段階的な対応

1 高等学校

月	日	曜	期	変更後	期	変更前
5	7	木	学校休業期間	○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。 ○オンライン授業の環境を整備する。	学校休業期間	○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。 ・補習、部活動は自粛する。 ○オンライン授業の環境を整備する。
	17	日				
	18	月	学校再開準備期間	○学校再開に向けて、 登校日を設定する 。 ＜登校日の例＞ ・分散登校、時差登校を行う。 ・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度以内とする。 ・授業を行わず、ホームルーム、課題提出、学習状況点検、生徒面談や相談などを行う。 ○地域の感染状況等を踏まえ、 自主的な登校を併用しての学習支援の実施を可とする 。	学校再開準備期間	○学校再開に向けて、 登校日を設定する 。 ＜登校日の例＞ ・分散登校、時差登校を行う。 ・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度以内とする。 ・一人の生徒が登校するのは、週2回まで、1回の在校時間を3時間以内とする。 ・授業を行わず、ホームルーム、課題提出、学習状況点検、生徒面談や相談などを行う。 ○地域の感染状況等を踏まえ、 自主的な登校を併用しての学習支援の実施を可とする 。
	19	火				
	20	水				
	21	木				
	22	金				
	23	土				
	24	日	学校再開	○ 授業を開始する 。 ・分散登校を行い公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。 ＜例＞ ・3密を避けるため、1学級を20名程度ずつ午前と午後に分けて登校させる。 ○オンライン授業の活用 ○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。	学校再開	○ 授業を開始する 。 ・分散登校を行い公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。 ＜例＞ ・3密を避けるため、1学級を20名程度ずつ午前と午後に分けて登校させる。 (昼食時間を設けず、半日授業とする) ○夜間定時制課程は 通常授業と給食を行う 。 ○オンライン授業の活用 ○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。
	25	月				
	26	火				
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					
6	1	月	学校再開	○ 通常授業 を行う。 ・部活動、補習を実施する。 ○夜間定時制課程は 給食 を行う。 地域や学校の実情に応じて、時差登校も可とする。	学校再開	○ 通常授業 を行う。 ・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。 ・部活動、補習を実施する。
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
9	火	学校再開	○ 通常授業 を行う。 ・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。 ・部活動、補習を実施する。	学校再開	○ 通常授業 を行う。 ・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。 ・部活動、補習を実施する。	
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					

2 特別支援学校

月 日 曜			変更後	変更前（5月4日付け通知）	
5	7	木	学校休業期間 ○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。 ○自主登校教室は、真にやむを得ない児童生徒について受け入れる。 ○オンライン授業の環境を整備する。	学校休業期間 ○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。 ○自主登校教室は、真にやむを得ない児童生徒について受け入れる。 ○オンライン授業の環境を整備する。	
	17	日			
	18	月	学校再開準備期間 ○学校再開に向けて、登校日を設定する。 ・分散登校、時差登校を行う。 ・一人の幼児児童生徒が登校するのは、週1回～3回まで、1回の在校時間を3時間以内とする。 ・授業を行わず、課題提出、健康観察等学級の時間とする。 ○地域の感染状況等を踏まえ、自主的な登校を併用しての学習支援を実施することもできる。		学校再開準備期間 ○学校再開に向けて、登校日を設定する。 ・分散登校、時差登校を行う。 ・一人の幼児児童生徒が登校するのは、週1回～3回まで、1回の在校時間を3時間以内とする。 ・授業を行わず、課題提出、健康観察等学級の時間とする。
	19	火			
	20	水			
	21	木			
	22	金			
	23	土			
	24	日	学校再開準備期間 ○授業を開始する。 ・分散登校を行い、公共交通機関で通学する児童生徒が多い学校は、時差登校とする。 <例> ・3密を避けるため、学年ごとに登校日を設定する。（半日授業とする） ○オンライン授業の活用 ○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。		学校再開準備期間 ○地域の感染状況等を踏まえ、自主的な登校を併用しての学習支援を実施することもできる。
	25	月			
	26	火			
27	水				
28	木				
29	金				
30	土				
31	日				
6	1	月	学校再開 ○通常授業と給食を行う。 ・公共交通機関で通学する児童生徒が多い学校は、時差登校も可とする。 ・部活動、補習を実施する。 ○6月1日からスクールバスを増車（4月補正分）する。	学校再開 ○授業と給食を開始する。 ・分散登校を行い、公共交通機関で通学する児童生徒が多い学校は、時差登校とする。 <例> ・3密を避けるため、学年ごとに登校日を設定する。（半日授業とする） ○スクールバスを増車する。 ○オンライン授業の活用 ○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。	
	2	火			
	3	水			
	4	木			
	5	金			
	6	土			
	7	日			
	8	月			
	9	火			
	10	水			
11	木	学校再開 ○通常授業を行う。 ・部活動、補習を実施する。			
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				

※ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校においては、基礎疾患及び医療的ケアが必要な幼児児童生徒が多数在籍するため、感染時の重症化リスクが高いことを踏まえて、「学校再開準備期間」及び「学校再開」をそれぞれ2週間遅らせる。

なお、これ以外の学校においても、個々の学校の実情を踏まえて同様に遅らせることができるものとする。

※ 5月25日からの授業開始（分散登校）において、スクールバス乗車時に「3密」が回避できない場合は、バス会社と調整の上、スクールバスを増車することができる。

※ 「自主登校教室」の開設は5月22日までとするが、5月25日から29日までの間においても、自主的に登校する児童生徒に対しては柔軟に対応する。